

判決年月日	平成２３年１２月２２日	担当部	知的財産高等裁判所 第２部
事 件 番 号	平成２２年（行ケ）第１０３４３号		
○ 登録商標「空手道極真館」につき、商標法４条１項８号，１０号，１５号，１９号に当たらず原告の無効審判請求を不成立とした審決を維持した事例			

（関連条文） 商標法4条1項8号、10号、15号、19号、46条

1 事案の概要

被告は、平成14年10月22日、標準文字で「空手道極真館」と表して成り、指定商品を第16類「のり」等、第25類「洋服」等、指定役務を第41類「空手の教授」等とする本件商標につき登録出願し、平成16年2月18日に登録査定を、同年3月12日に設定登録を受けた（登録第4755605号）。

原告は、平成19年9月21日、本件商標につき、第25類の指定商品及び第41類の指定役務の全部に関して、商標法4条1項8号、10号、15号及び19号に該当するとの理由で無効審判請求をしたところ（無効2007－890156号）、特許庁は、平成20年7月23日、原告の上記請求は成り立たないとの審決（第一次審決）をした。ところが、その後の審決取消訴訟（平成20年（行ケ）第10323号）で、第一次審決は取り消され（平成21年10月30日判決）、判決確定後の平成22年9月28日にされた審決（第二次審決。以下単に「審決」という。）でも、再度原告の請求は不成立であるとされたので、原告が審決の取消を求めたのが本件訴訟である。審決の理由の要点は、①空手道の流派「極真空手」の創始者であるAの死亡により、商標法4条1項8号によって保護されるべき人格的利益は消滅し、また死後の分派により、本件商標の登録査定時には、「極真」の語が他人の氏名や著名な略称であるとはいえないから、同号に当たらない、②「極真会」等の引用商標（別件の無効審判請求で登録が無効とされた。）は、本件商標の登録査定時において特定の者又は団体の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間で広く知られているものとは認められず、本件商標と引用商標は類似しないから、商標法4条1項10号に当たらない、③被告が本件商標を指定商品、指定役務につき使用しても、原告等の業務に係る商品、役務と出所の混同を生ずるおそれはないから、商標法4条1項15号に当たらない、④本件商標は引用商標と類似せず、「不正の目的」をもって使用されたともいえないから、商標法4条1項19号に当たらない、というものである。

2 裁判所の判断

裁判所は、審決と同様に、A死亡後の「極真空手」の分派の状況に照らせば、本件商標の登録査定時、「極真」の語が原告の運営する団体「極真会館」の略称として需要者の間で著名であるとはいえないなどとして、「極真」の語の著名性判断の誤り（商標法4条1項8号）をいう原告の取消事由には理由がないとした。また、裁判所は、「極真」の語も、「極真会」等の引用商標も、本件商標の登録査定時、原告の運営する団体「極真会館」を示すものとして需要者の間で広く認識

されているとはいえず，本件商標と引用商標は類似しないなどとして，「極真」の語及び引用商標の周知性判断の誤り，商標の類否判断の誤り（同項１０，１９号）をいう原告の取消事由には理由がないとした。さらに，裁判所は，出所の混同のおそれ（同項１５号），不正の目的（同項１９号）の各判断に係る原告の取消事由も理由がないとして，結局，原告の請求を棄却した。